

受理官庁 AZ	アゼルバイジャン共和国 特許商標庁	附属書 C AZ
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アゼルバイジャン	
国際出願の作成に用いることができる言語	アゼルバイジャン語、英語、ロシア語 <sup>1</sup>	
配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語	上述した言語と同じ <sup>2</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	英語、ロシア語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ <sup>3, 4, 5</sup>	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	ユーラシア特許庁 (E A P O)、欧州特許庁 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	
管轄国際予備審査機関	ユーラシア特許庁 (E A P O)、欧州特許庁 <sup>6</sup> 又は連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 受理官庁はPCT規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)の2）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2015年11月26日付公示（PCT公報）188頁以降参照。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

